

2012年（平成24年）7月13日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 様

特定非営利活動法人
全国聴覚障害情報提供施設協議会
理事長 石野 富志三郎



平成25年度「情報提供施設」に関する要望書

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

2011年度聴覚障害者情報提供施設補助金の改定により、京都、大阪、横浜、神奈川の各情報提供施設についての「職員配置の増員」が行われました。平素より当協議会の諸事業にご理解、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成23年8月5日障害者基本法が改定され、共生社会を実現するには、障害者に、個人としての尊厳にふさわしい生活が保障されなければならない。そのためには、「あらゆる分野の活動に参加する機会」「どこで誰と生活するかについて選択する機会」「言語（手話を含む。）その他の障害者意思疎通のための手段についての選択の機会」の拡大が不可欠であるとされました。

そのうえで、「情報の利用におけるバリアフリー」（22条）についても、単なる「情報の利用」でなく「情報の取得」が加えられ、「意思の表示」も「意思を表示し」「他人との意思疎通を図ることができる」とされ、そのために「障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等」が加えられました。また、「災害その他非常の事態の場合に」「必要な情報が迅速かつ的確に伝えられる」ことも謳われています。

東日本大震災、原発災害から、1年以上が経過しました。いまだに障害者の被災状況について、その全容が明らかになっていませんが、一部地域では、聴覚障害者の死亡率の高さが取りざたされています。早急な全容解明が求められます。また、被災地では残念ながら多くの聴覚障害者や関係者の生活課題は未だ深刻なものがあります。

情報・コミュニケーションの保障は広く横断的に、非常時も含め、個別福祉領域に限定せず展開されるべきものだと考えます。その意味からもその拠点施設としての聴覚障害者情報提供施設（以下、「情報提供施設」と称します。）の役割は今後ますます重要になってまいります。

つきましては、下記について要望いたします。平成25年度予算において是非実現していただきますようお願い申し上げます。

<要望事項>

- 1 全ての都道府県政令指定都市に「情報提供施設」が早期に設置されるよう、助成措置等の充実を図ってください。併せて、引き続き未設置自治体への設置を働きかけてください。

(要望理由)

すべての都道府県への聴覚障害者情報提供施設設置を計画していた障害者基本計画は平成24年度で終了しますが、平成24年6月現在、聴覚障害者情報提供施設は43か所となっていて、計画は未達成となっています。特に、東日本大震災での被災地域では現在も聴覚障害者が情報から取り残され、避難所や仮設住宅などで不安な生活を余儀なくされています。未設置県への予算措置も含めて早急に「情報提供施設」が整備されるよう、強く働きかけてください。

- 2 平成24年度に限って予算化された字幕入り映像制作機器（デジタル）の整備を行う事業を平成25年度以降設置される情報提供施設でも可能となるよう予算化してください。また、CS通信やインターネット通信等、高度情報デジタル化に対応した多様な形態で聴覚障害者に情報提供ができるよう、聴覚障害者情報ネットワーク事業の実施を図ってください。

(要望理由)

未設置県に情報提供施設を設置するにあたって多額の費用を必要とする字幕入り映像機器（デジタル）の整備補助は必要です。

また、平成21年に「字幕入り映像製作機器整備事業」において、全国37か所の情報提供施設の手話・字幕入りビデオ撮影、編集が基本的にすべてファイルベースで行うことが可能となりました。

これまで、テープベースで行ってきた手話・字幕入りビデオライブラリーや、自主制作テープがアーカイブされることにより、その汎用性が飛躍的に高まることが期待されます。著作権法の改正も相まって、オンデマンドによるライブラリー事業のネットワーク化への展望が大きく開けてきました。今後は、情報提供施設相互のネットワーク整備が大きな課題です。

- 3 緊急災害時の災害情報、避難情報、救援情報の発信と、避難所等でのコミュニケーション保障等の支援体制を「情報提供施設」の重要な機能として整備し、地域によっては「情報提供施設」を「福祉避難所」等として位置づけていただき、そのための必要な体制整備と予算化を図ってください。

(要望理由)

当協議会が要望してきた「大災害に対応するため、災害時要援護者である聴覚障害者への避難情報や、救援情報等の緊急通報システムを情報提供施設に備え、併せて、地域によっては防災計画において、情報提供施設を手話通訳・要約筆記派遣等の迅速な支援をするための『対策本部』や、『福祉避難所』として位置づけることで充実した救援態勢を可能にします」という主旨については、東日本大震災等の状況からも明らかとなっていますし、厚生労働省障害者保健福祉関係主管課長会議等においても、災害時における「地域における拠点」機能の役割が強調されています。

必要な機能整備を行うためにも、人的配置をとまなう体制整備のための予算化が必要です。

- 4 コミュニケーション支援事業を義務的経費の事業とし、コミュニケーション支援のネットワークを確立するために、「情報提供施設」、市町村等への手話通訳者の設置（雇用）を地域の実情に応じて積極的推進するよう働きかけてください。

また、障害者総合支援法の円滑な実施を図るために、新たな都道府県事業及び市町村事業の実施にあたっては、「情報提供施設」との協議等実施自治体の状況に応じた柔軟な対応を図られるよう働きかけてください。

(要望理由)

平成24年6月20日に成立した障害者総合支援法は、都道府県における「専門性の高い意思疎通支援を行う者」の養成及び派遣に係る「市町村相互間の連絡調整その他広域的な対応が必要な事業」と、市町村における「意思疎通支援を行う者を養成する事業」を新たに加えました。

付帯決議には、「意思疎通支援を行う者の派遣及び育成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、市町村及び都道府県の必須事業については、支援が抜け落ちることなく、適切な役割分担がなされるようそれぞれの行う事業を具体的に定めること」「意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援をおこなうこと」となっています。

現行の障害者自立支援法の下、手話通訳派遣事業及び要約筆記派遣事業が、地域生活支援事業の中のコミュニケーション支援事業に位置づけられましたが、実施主体が市町村となったために、市町村間で格差が生じています。手話通訳設置についても、各市町村では、専門性のある手話通訳士（者）の養成が十分ではありません。その結果、市町村等に手話奉仕員レベルの手話通訳担当者が雇用されることもあり、専門性の欠如が問題となっています。専門性のある手話通訳者の雇用が進められるよう養成施策

を充実する必要があります。

また、単独ではコミュニケーション支援事業が実施困難な市町村は、広域事務組などを活用した事業実施を図るべきです。そのうえで、「情報提供施設」は、市町村で対応が困難なケースにおける派遣や、広域派遣を担う等の役割が重要になります。

- 5 改正著作権法の主旨を活かし、聴覚障害者の情報アクセスの保障を早急に可能にする手立てをつくってください。

(要望理由)

改正著作権法によって、「情報提供施設」は、聴覚障害者等対象であれば、公表された著作物であり、聴覚でその表現が認識されるものについては、権利者への補償金を支払えば、自由に字幕（手話）を付加して貸し出すことが可能になりました。しかし、現在、補償金支払いのシステム等ができていないために、字幕（手話）付加は可能でも、貸し出しができないという、実質的には、法改正前と全く同じという聴覚障害者の情報保障の上で深刻な状態が続いています。

一刻もはやく、厚生労働省としてこの状態を打開する方策を示し、聴覚障害者の情報アクセスの保障を図ってください。

- 6 「情報提供施設」職員配置基準の抜本的な見直しを行い、手話通訳者・要約筆記者派遣コーディネーター担当者2名、手話通訳者・要約筆記者養成研修担当職員1名、相談員1名、IT指導員1名合計5名を計画的に増員してください。

また、補助金の事務費基準を見直し適正な単価改定を行ってください。

- (1) 手話通訳者、要約筆記者の派遣のためのコーディネーター業務担当者分として2名配置してください。

(要望理由)

現在の職員配置基準は施設長、事務員、その他職員の計5名を勘案して職員配置が行われていますが、年々増加する手話通訳者や要約筆記者の派遣依頼に対応するとともに、手話通訳者や要約筆記者の健康管理を図るには、手話通訳者派遣事業の留意事項にもあるとおり、通訳派遣に係る専門的なコーディネーター業務担当者として手話通訳士の配置が不可欠です。

2001年に行った全日本聾唖連盟の「聴覚障害者への情報提供に関するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」と称します。）報告書では、派遣調整者は派遣に加えて手話通訳、要約筆記、窓口・受付、ビデオライブラリーの貸し出しなど多くの業務を兼任している割合が著しく、常勤専任職員として配置する必要があると指摘しています。

また近年、市町村事業や広域派遣事業など従来の情報提供施設には位置づけられていなかった業務も加わっていることから職員の増員が求められます。

- (2) 手話通訳者、要約筆記者の養成はコミュニケーション支援事業等の補助事業を行われていますが、都道府県レベルでの総合的な研修計画の調整を図るための専門的な研修担当職員を1名配置して下さい。

(要望理由)

要望4のとおり、手話通訳者・要約筆記者の養成は「障害者総合支援法」でも、新たな機能が付加されました。コミュニケーション支援を担う人材確保のために、地域の聴覚障害者団体と連携を図りながら養成事業の実施や、他団体等が実施する養成講座に対してもバックアップをする担当職員を配置して下さい。

- (3) 聴覚障害者の生活相談等の専門的な支援を行う当事者相談員等を専任で1名配置して下さい。また、各都道府県レベルで行われる障害者自立支援協議会への聴覚障害者情報提供施設の参画を働きかけてください。

(要望理由)

現在ほとんどの施設で相談事業を行っていますが、相談の内容は労働、生活、福祉制度など専門的な内容が多岐にわたっています。また、障害者総合支援法では、基幹相談支援センターは、「意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者等との連携に努めなければならない」とし、「指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者等は、障害者の意思決定の支援に配慮する」とされています

今後、聴覚障害者情報提供施設は、各自治体での聴覚障害者の専門的相談支援及び各相談支援事業者へのネットワーク、専門的助言など行う機関として整備される必要があります。

- (4) 聴覚障害者の情報技術の習得を図るため「情報提供施設」にIT指導員1名を配置して下さい。IT関連設備の整備を促進して下さい

(要望理由)

緊急時だけでなく平常時においてもインターネットや携帯電話等の情報技術を利用することは、聴覚障害者の情報バリアを解消する上で、大変有効なものとなっています。

一方、こうした技術が習得できていない聴覚障害者にとっては、情報格差が更に進みこれまで以上に情報から疎外された状況に陥ることとなります。そのため格差を

解消し手話や視覚教材を用い、補聴器等が聞き易い環境を整え、希望する全ての聴覚障害者がIT技術の習得を円滑に行えるよう、IT指導員の配置とIT関連設備の整備促進を図ってください。

また、TV電話の活用は文字による情報伝達が困難な聴覚障害者にとっても直接手話による意志疎通が図られる利点が大きく関連設備として整備してください。

(5) 現在、全体の58.1%(25箇所)の聴覚障害者情報提供施設は所謂、指定管理者としてのその運営管理を行っています。指定管理も制度発足以来3期目を迎つつありますが、各所では、自治体から「運営費の節減」が求められるケースが増加しており、「職員俸給の定期昇給すらままならない」状況も報告されています。

運営管理の目安となる一般事務費の単価を増額し、自治体作成の仕様書内容を改善する必要があります。